

TAX 3

申告のときに必要なもの

■ 印鑑 (認印可)

■ 前年の収入を明らかにできるもの

- 給与所得の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票など
- 営業・不動産などの所得がある人は収支内訳書、収入と経費が分かる帳簿、領収書など
- 農業所得がある人は収支内訳書、営農口座の通帳、農協でもらう申告用明細書、領収書



■ 各種控除額を証明する書類 (※すでに源泉徴収票に記載されている場合は申告不要です。)

- 国民年金保険料、その他社会保険料等の領収書もしくは納付額証明書
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など証明できるもの
- 医療費控除を受ける人は、医療費明細書 (今月号に折り込み)、領収書、補てんされた金額がわかるもの
- 寄付金控除を受ける人は、領収書・受領書

■ 所得税の還付を受ける場合は、申告者の通帳または口座番号のわかるもの

■ マイナンバーと本人確認書類

- 申告者本人のマイナンバーカード (またはマイナンバー通知カード等、番号を確認できる書類と運転免許証等の本人確認書類)、扶養親族のマイナンバーのわかるもの

【注意】 不動産の譲渡所得がある人、事業所得で青色申告をされる人は、役場では受付できません。「たがわ情報センター」で確定申告を行ってください。

▶ 2月16日 (金) ~ 3月15日 (木) (土日除く) 9時~16時
 田川税務署 ☎ 44-0430

TAX 4

セルフメディケーション税制

薬局などで市販されている対象医薬品を、年間1万2千円を超えて購入した場合 (扶養家族分も合算可能)、超えた分の金額 (上限8万8千円) について所得控除を受けられる新制度です。平成29年分確定申告より適用されます。従来の医療費控除と同時に利用することはできません。



■ 制度の対象になる人

次の①~③すべてにあてはまる人が対象です。

- 健康の維持や病気予防のための一定の取り組みとして次のいずれかを受けた人
 - ▶ 予防接種 (インフルエンザ等)
 - ▶ 職場の定期健康診断
 - ▶ 市町村で実施するがん検診
 - ▶ 健康診査、特定健康診査 (医療保険者、市町村分)
- 対象となるOTC医薬品を1万2千円以上購入した人
- 所得税、住民税を納めている人

■ 申告のときに必要なもの

- セルフメディケーション税制の明細書または領収書
- 適用を受ける年において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類

【例】 インフルエンザ予防接種の領収書、健康診断の結果通知書 など

後期高齢者健康診査の受診証明が必要な人は、郵送で請求が必要です。詳しくはお問い合わせください。
 ▶ 福岡県後期高齢者医療広域連合
 ☎ 092-651-3111

税の申告

平成30年度

 問 役場税務課
 ☎ 22-7762

TAX 1

申告期間

町県民税および所得税の申告受付が始まります。提出された申告書は、町県民税や国民健康保険税などの算定、所得証明書発行の基礎資料となりますので、期限内に申告しましょう。

▶ 役場本庁: 2月16日 (金) ~ 3月15日 (木) (土日除く) **全会場共通 受付時間** 8時30分~12時 13時~17時

▶ 方城会場 (方城支所): 2月22日 (木)・23日 (金) / ▶ 赤池会場 (人権のまちづくり館): 2月28日 (水) ~ 3月2日 (金)
 ※旧同和対策研修センター

TAX 2

申告が必要な人

平成30年1月1日現在福智町に住所のある人で、次にあてはまる人は申告が必要です。

■ 無収入や非課税収入のみで次にあてはまる人

- 所得証明書や課税 (非課税) 証明が必要な人
- 18歳以上の国民健康保険加入者 (※国民健康保険税の軽減判定に必要。未申告の場合、軽減措置が受けられません。)
- 遺族年金や障害年金を受給している人で、平成29年から初めて受給ようになった人

■ 営業・不動産・農業・雑所得 (公的年金以外)・一時所得などの所得があった人

■ 給与所得者で次にあてはまる人

- 勤務先で年末調整をしていない人、2か所以上の勤務先から給与をもらっている人
 - 給与・退職所得以外の所得がある人 (※給与・退職所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要。)
 - 医療費控除など各種控除を追加する人
- 平成29年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整し、勤務先から福智町に給与支払報告書が提出されている人は申告不要です。

年末調整等の状況は勤務先にご確認ください!

■ 公的年金を受給している人で、次にあてはまる人

- 平成29年中の公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金以外の所得がある人 (※年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要。)
- 医療費控除など各種控除を追加する人

→ 所得税が源泉徴収されている場合は、申告すれば還付される場合があります。

→ ただし、収入が公的年金のみで、年金受給額が右の表にあてはまる人は、所得税も町県民税もかからないため、申告は不要です。

年齢 (平成30年1月1日時点)	公的年金収入
65歳以上	148万円以下
65歳未満	98万円以下

■ 医療費控除や雑損控除・寄付金控除・扶養控除など各種控除を追加する人